

令和8年1月
住宅局
参事官（マンション・賃貸住宅担当）付

除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示の一部を改正する告示について

1. 背景

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号。以下「改正法」という。）及び老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和8年国土交通省令第3号。「以下「整備省令」という。）の施行に当たって必要となる改正事項を措置するものである。

2. 概要

- 題名を「除却等の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示」に改正。
- 改正法及び整備省令の施行により、法律等の題名が改正されるため、当該題名を引用している部分を改正。
- 要除却認定に係る規定の移動を反映。
- その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公布：令和8年2月2日（月）

施行：令和8年4月1日（水）